

医療保険制度改革PT活動経過について

平成 24 年 5 月 18 日
 医療保険制度改革PTリーダー
 栃木県知事 福田 富一

1 医療保険制度改革PTの開催状況

- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」への対応等を検討
 - メンバー：秋田県、栃木県、愛知県、奈良県、鳥取県、愛媛県、高知県、佐賀県
 - 平成 23 年 8 月から計 3 回（作業部会は計 5 回）実施

2 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」の開催状況

- 国保の構造的な問題の分析と基盤強化策等について、国（厚生労働省）と地方 3 団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）で協議
 - 【事務レベルWG】
 - メンバー：栃木県、愛知県、鳥取県、福島市、高知市、井川町、聖籠町
 - 平成 23 年 2 月から計 12 回実施
 - 【政務レベル協議】
 - 地方代表：栃木県知事、高知市長、井川町長
 - 平成 23 年 10 月 24 日及び平成 24 年 1 月 24 日に実施

《平成 24 年 1 月 24 日の政務協議において了承した市町村国保の構造問題への対応》

- 1 低所得者の保険料に対する財政支援の強化
 - (1) 保険基盤安定制度の拡充（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）
 - 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯の拡大【税制抜本改革時（500 億円）】
 - (2) 保険者支援制度の拡充
 - H22～H25 の暫定措置である保険者支援制度の恒久化【平成 27 年度】
 - 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充【税制抜本改革時（1,700 億円）】
- 2 財政運営の都道府県単位化の推進
 - H22～H25 の暫定措置である都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）の恒久化【平成 27 年度】
 - 都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）の事業対象をすべての医療費に拡大【平成 27 年度】
- 3 財政調整機能の強化
 - 都道府県調整交付金を給付費等の 7%から 9%に引上げ【平成 24 年度】
 - 都道府県調整交付金の財政調整機能の明確化【平成 24 年度】
- 4 その他
 - 恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を 1 年間（H26 まで）延長【平成 24 年度】
 - 財政安定化支援事業（地方財政措置）について、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】
 - ※ 下線の項目は「国民健康保険法の一部を改正する法律」（平成 24 年 4 月 6 日公布）に規定

- 今後の対応
 - (1) 今回の見直しは国保の抱える構造的問題の抜本的解決には不十分と認められることから、引き続き安定財源の確保や国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など、国保の安定化、基盤強化を求めていく。
 - (2) 都道府県調整交付金配分ガイドラインの改訂に向け、引き続き「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において協議を行う。